

厚木市個人情報保護条例及び厚木市情報公開条例の一部改正の 骨子に対するパブリックコメント実施結果について

1 意見募集期間

平成 29 年 11 月 15 日（水曜日）から平成 29 年 12 月 15 日（金曜日）まで

2 意見の件数等

- (1) 意見をいただいた人数 1 人
 (2) 意見の件数 2 件

3 意見の反映状況

No	反映区分	件数 (件)
1	条例・計画等に反映させたもの	0
2	意見の趣旨が既に条例・計画等に盛り込まれているもの	0
3	今後の取組において参考にするもの	1
4	条例・計画等に反映できないもの	0
5	その他（感想・質問）	1
	合計	2

4 意見と市の考え方

No.	意見の概要	市の考え方	反映 区分
1	<p>「その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報」とは具体的に上記列記の 5 個だけなのか。</p> <p>たとえば、ネットで誹謗中傷されたような事実はどうなのか。</p>	<p>要配慮個人情報として、条例では、「人種」、「信条」、「社会的身分」、「病歴」、「犯罪の経歴」、「犯罪により害を被った事実」のほかに、「その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する個人情報」を定める予定であり、具体的には、規則で定めますが、御指摘のとおり、資料に記載した「身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）があること」など、5 個の個人情報を予定しています。</p> <p>また、個人情報保護条例は、本市が保有し、又は保有しようとする個人情報の取扱いに関するルールを定めるものであり、インターネットで誹謗中傷されたような事実がインターネット上で流通しているだけでは、条例の対象ではありません。</p>	5

2	<p>個人情報保護のためには「審査会が必要と認める情報」を追加できるようにしておくべきではないのか。</p>	<p>個人情報については、基本的には、国や自治体によって、その取扱いが異なるべきものではなく、今回の法改正により新設された要配慮個人情報についても、法で定められた範囲と同一にするべきであると考えています。ただし、本市の実情に応じ、審査会から項目を追加すべきとの意見をいただいたような場合には、検討したいと考えます。</p>	3
---	--	---	---

5 お問い合わせ先

- (1) 担当 厚木市総務部行政総務課情報公開係
- (2) 電話 046-225-2278 (直通)